



原告団 NEWS

略称：宗教者核燃裁判

2023年12月1日発行

No.8

宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判

発行人：中嶋哲演・内藤新吾（宗教者核燃裁判原告団共同代表）

事務局：〒112-0002 東京都文京区小石川3-4-14 見樹院内

宗教者核燃裁判原告団 東京事務所 電話：03-3812-3711（大河内秀人）

宗教者核燃裁判

公式サイト <https://www.kakunensaiban.tokyo> メール shukyokakunen@gmail.com

■この裁判 やっぱり今でしょ！

日本パテント連盟 公害問題特別委員会委員

原告 富田直美

新しい裁判長に期待して

2023年10月5日、宗教者核燃裁判の第6回口頭弁論期日が東京地裁で開かれました。

昨年12月、届けた言葉はどのように取り扱われたのか、今回は被告からの言葉を受け取ることなく閉廷、待つばかりの日々でした。その間、政府は福島第一原発にあるトリチウムを含む「処理水」の海洋放出を決め、この裁判が始まる数時間前から2回目の放出が始まりました。「原子力行政を問い直す宗教者の会」としては望まぬ方向に進んでいると感じています。

この裁判においても、私たちの言葉に耳を傾けて下さっていた加本牧子裁判長が任期満了ということで交代となり、第5回までに積み重ねてきた言葉が大海に流されてしまったようで心残りではありましたが、大切な言葉が損なわれることのないようにと、新たな裁判長に期待をして臨みました。

岩田牧師の思いを引き継いで

東京地裁の前で事前集会を持ち、原告はじめ支援者らと近況や課題の分かち合いの時を持ちました。「原子力行政を問い直す会」の結成当時から世話人として、またこの裁判の原告団共同代表として言葉を紡いでくださっていた岩田雅一牧師（2021年7月召天）のお連れ合いからご挨拶いただき、生前に「二人で東京地裁に行きましょう」と話していたとのこと。思い叶わずではありましたが、多くの方がその言葉を聞いて思いを引き継ぐ決意をしたと感じます。

福井地方裁判所の元裁判長であった樋口英明さんから「3.11以降原発を止めた裁判長が7人もいるが、その後も発信し続けているのは自分だけである。その理由は簡単で、原発事故の本当の怖さを知っているから」と誰



▲開廷に先立ち東京地裁前に熱く集結した宗教者たち。

にでも理解できる言葉で連帯の挨拶。六ヶ所で一度事故が起きたなら、どの原発事故よりも危険で、東アジアが全滅してしまうほどであると語り、「知った以上声をあげずにはいられないのだ」と思いを伝えてくれました。それは、私たち宗教者が、「救いについて知った以上、平和を願わずにはいられない、行動せずにはいられない」ということに通ずると感じました。

法廷では

裁判開始は午後1時30分、原告席には17名の原告と代理人を含む弁護団が着席し、傍聴席は約40名程。後方には、日本原燃の社員と思われる方の姿も見受けられました。

裁判長が交代したこともあり、原告による意見陳述として内藤新吾牧師が六ヶ所処理工場運転差し止め請求の6つのポイントを完結に述べ、諸外国で起きていることに照らして解説を加えました。内藤牧師は裁判長はじめ裁判に係る全ての人に伝わるようにと、聞く側に主体をおいて発言していましたので、裁判長も顔をあげてその言葉に耳を傾けてくださる様子が伺えました。

続いて代理人北村賢二郎弁護士が、「主張の概要と争点」をパワーポイントでプレゼンテーションしました。わかりやすい例を挙げての説明で、誰にでも規制基準・基準適用の合理性がないことが伝わるものでした。正面にある裁判長席の裁判官が説明を聞きながら、細かに頷き納得されているように見えましたし、裁判長も手元の文章と照らしてパワーポイントを見ながら確認しているように見受けられました。

続いて池田直樹弁護士が「いのちをつなぐ権利」の侵害についてサミュエル・シェフラーの図書の一文を引いて、命を継承するという当たり前の人としての営みに希



▲名古屋から草地妙子さんがオンライン学習会を担当。

望が持てなかったとしたら人間はどのように感じるのかということについて主張。図書『死と後世』に興味を持ち入手しましたが、2023年6月10日の発刊となっており、なぜ「今」この本が訳されることになったのかと思いついて読み、「今でしょ！」との結論に至りました。この裁判が危険を立証することばかりでなく、命を繋いでいくことに言及していることは大切な視点であると思います。

伝える言葉・伝わる言葉

被告からの反論説明は膨大な資料をスクリーンに映し出しながら、原稿を読み進める形で行われました。スクリーンの位置が被告席の後ろで、着席している被告人に遮られて原告席からは見えづらく、文字も小さくて手元に資料を持っている者でなければ読むことができません。さらに声も聞きづらく、聞く者を全く配慮せず時間内に収めることだけを考慮して、文章を読み上げているように感じられました。

私が礼拝説教を準備する際、10分間に2500文字を目安にして原稿を作ります。ただ読みあげるのであれば3500文字位を音読することは可能ですが聞き手に言葉を届けたいと願うなら、いくら伝えたいことがたくさんあっても詰め込むことを断念しなければなりません。最近、AIによる読み上げが用いられるようになっていますが、肉声でないものは声ではなく音だと区別しています。単に機械と人間の違いだけではなく、そこで心が使われているかどうかという違いもあるのだと感じます。

被告人からの説明は、いのちある者に向けて語られたように感じられません。それでも傍聴席の方々は大事な言葉を受け取ろうと熱心に聞いておられました。だからこそその反応でしょう、驚きを含むような表情で顔を見合わせる場面や、呆れたような笑いにも取れる表情が目にとまりました。人間はストレスや疲れをあくびで緩和することがあると言いますが、被告席の方が何度もあくびを噛み殺している表情も目にとまり、心の中で「お疲れさまです」と思うのでした。

全ての人を大切に

私がこの裁判で最も気に入っている点は、「誰にでもわかるように簡単でわかりやすく」を大事にしていることです。原子力発電のことを専門に学んできた者や科学に関心がある人の「わかった」ではなく、原発を稼働させるために労働を強いられる人や、事故が起きた時に危険にさらされる全ての人を「わかった」と言って安全な暮らしを取り戻すことを考え始めること、そしてこれから誕生し未来を生きていく者にまで想像力を働かせて、やってはいけないことが「わかる」を念頭に進めていることです。

次回までに

閉廷前に裁判長から「いのちをつなぐ権利」と、「再処理工場の設置・運転が憲法上許容されない理由」との

関係について質問があり、河合弘之弁護士団長が応答する場面がありました。裁判長は原告が大切にしている「いのちをつなぐ権利」について理解しようと務めているように感じられました。次回までのプロセスを確認する場面では、被告人3名が回答準備の日数について相談し2週間後に「準備にかかる日数について」回答すると返答。

原告は呆れつつ「何を恐れているのでしょうか？」と問いました。裁判長から再度日数について促しがあり、また「そもそも釈明が必要かどうかについて検討する」といった被告側の態度に対して「何らかの回答が必要である」とはっきりと言い渡して終了しました。

報告・学習会では

閉廷後、原告・支援者・弁護士は報告集会と学習会のため聖公会聖アンデレ教会へ移動しました。

報告・学習会は対面とリモートのハイブリットで開催されました。名古屋からオンライン参加の草地妙子さんが高浜原発1、2号機、美浜原発3号機の老朽原発の廃炉訴訟について報告。原発について、「片付けのことを全く考えないで始めてしまった、そして何ともならない50年を過ごした」という言葉が印象的でした。

ドイツ東アジアミッションの代表者カローラ・ホフマンリヒターさんから「核のことは1つの国に限らず、全世界に影響する」と連帯の挨拶をいただきました。原告でもある栗原茂牧師は、「原告の人数が増えていないことについて裁判長の視点からどのように見えるのだろうか？」という問い。樋口元裁判長からの感想を伺い、今後の「原子力行政を問い直す宗教者の会」としての働きかけ、運動の広げ方などについても懇談することができました。

岡田隆法住職は、閉廷前に裁判長が質問してきたことに対して触れ、池田弁護士から「解らないことに対する不安・平穏生活権を侵害しているか、という内容をどのように位置付けるのかで考え方が変更されることもあるので、整理するために質問してきたのではないかと教わりました。

北海道寺子屋合宿に参加されていた方が福島から出席、現状について特に福島の漁業関係者が負っている苦労などを会場で報告。盛りだくさんで予定時間も過ぎていたことからゆっくり発言を伺うことができませんでしたが、帰り際に言葉をかけてくださり、「限られた時間の中で十分に伝えきれなかったが、お働きに感謝している。充実した時を過ごした」と感想を残してくださいました。

長も報告会では樋口元裁判
長もマイクを握り発言。



弁護団期日報告

宗教者核燃裁判弁護団 弁護士 池田直樹

10月5日午後1時30分からの弁論期日は、裁判長の交替に伴い（新裁判長は貝阿彌亮氏）、裁判官の理解を促すため、主要な論点のおさらいを双方からプレゼンするものでした。

原告側からはまず内藤新吾さんが、なぜ再処理施設に反対するのかを6点「①破局的危険性、②通常稼働に伴う継続的汚染、③命をつなく権利の侵害、④原子力による差別の構造、⑤死の灰の蓄積、⑥平和への核の脅威」にわたって述べました。

原発の巨大な危険性を1番にあげつつも、最後には現在の世界情勢を受けて核兵器への転用という平和の問題にも触れられ、炭坑のカナリアともいべき宗教者に共通する思いをアピールしました。

続いて北村賢二郎弁護士から、施設に対しては、「①基準地震動が客観的かつ網羅的な地震観測記録に照らして低水準ではないか、②そもそも原発等の敷地毎に将来襲う最大の地震動が予知予測できるのか、③基準地震動以下の地震動でも危ないのではないか」という、この裁判を貫く根本的疑問を述べました。①については、これまでの多数の地震観測データは本件施設の基準地震動を上回っているため、規制基準とその適用の合理性に重大な疑義が生じ、そうである以上安全性の立証は被告が負うはずだ、という立証構造論を展開しました。最後に私から、行き場のない放射性廃棄物を生み出し次の世代へと押し付けることが健全な環境のもとで命をつないでいく権利（幸福追求権）を侵害するという主張を説明いたしました。

河合弘之弁護団長からは、本件訴訟は放射性廃棄物の蓄積自体を権利侵害として問題にしている点で、原発の危険性だけを問うてきた従来の訴訟とは異なるとの補充がなされました。なお、裁判長からは命をつなく権利の主張が危険性に基づく差止請求の理論構成に直接影響するのか、という質問がありました。

被告からは、基準地震動などが専門家による正当な手続を経て策定されていることと、基準地震動は地下の解放基盤表面で設定されるものであり、地表面での観測データと地下の基準地震動との比較は意味がないなど、専門的・技術的な反論を行いました。

最後の点について既に原告は、近年の原発に影響をもたらした5つの観測事例では、地上の揺れと地下の揺れに大きな差はないことや、地下の解放基盤面の加速度の方が周辺地表での観測データを上回った例があることを示しています。そういった「市民的常識論」に対して、地表に比べて地下が観測値上大きく下回るなどのデータによる本質的反論ではなく、前提が違うなどの小手先の「技術論」をもって揚げ足を取るという論争形態が続いています。

そもそも六ヶ所再処理施設は、60年代末からのむつ小川原開発の失敗に対応したもので、地震に対する安全性からの立地ではありませんでした。作った後で不確実な科学と予算の制約内での技術をもって「安全性」を正当化しようとするため、今回の基準地震動のように、健全な常識に従ってシンプルに問題提起をすると、被告側は常識とのズレを素人でもわかるように説明することができなくなるのです。放射性廃棄物の



▲閉廷後、報告する共同代表と池田直樹弁護士（左端）。

問題も、自分のゴミは自分で片付けなさい、という健全な社会常識との矛盾です。

途方もない負担を電力会社以外の将来世代、過疎の住民、電力消費者や納税者に押し付け、何万年もの負の遺産を作り続けることへの原告らの心の痛みを理解することに、特別な想像力が必要だとは思えません。

今回のプレゼンは、宗教者が持つ人間としての常識論と、あらかじめ決まっている答えに合わせるための技術論との闘いという本件訴訟の基本構造を改めて浮き彫りにしたように思います。

宗教者核燃裁判弁護団 事務局 松田奈津子

秋晴れの10月5日、宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判第6回口頭弁論が東京地裁103号法廷で開かれました。原告の参加者は27名、元福井地裁裁判長・樋口英明さんを始め多くの支援者が傍聴しました。

法廷では新たに貝阿彌亮裁判長を迎え、裁判官の交代に伴う弁論の更新の手続きによる意見陳述として、原告、被告双方から今までの主張のまとめのプレゼンテーションが行われました。原告代理人である北村賢二郎弁護士は六ヶ所再処理工場が地震に対して脆弱であり、危険であることを、池田直樹弁護士は宗教者信仰者が訴える「命をつなく権利」は安全な未来を次世代に手渡す権利であり義務であることを主張しました。

また共同代表である内藤新吾牧師（日本福音ルーテル稔台教会）が意見陳述を行い、核燃料サイクル事業は巨事故の危険性があり、たとえ事故が起きなくても稼働すれば極めて甚大な環境汚染を生じさせ未来世代の健やかな環境を奪ってしまうこと、原子力は差別の構造によって成り立っていること、死の灰は未来世代に押しつけられること、当事業は軍事転用の恐れがあることから、宗教者信仰者としてこの裁判を起こした理由を述べました。裁判長らが原告代理人のプレゼンや原告意見陳述に聴き入る表情がとても印象的でした。

弁論期日後、聖公会聖アンデレ教会で行われた学習会では、本裁判の原告である草地妙子さん（老朽原発40年廃炉訴訟市民の会共同代表）が再稼働される老朽原発の危険性をオンラインで報告してくださいました。

裁判報告集会では口頭弁論の振り返りと質疑応答が行われました。次回期日は未定ですが、決まり次第ご連絡いたします。引き続きのご支援をお願いいたします。

■ リレー随想「原告の思い」 ■ ⑤

あとから来る者のために 飯田瑞穂 / 原告

宗教者の会主催の北海道保養プログラムのボランティアをした時のこと。福島の親子と札幌の寺院の施設で一泊過ごし、共にアイヌについて学んだことが思い出されます。もともと北海道はアイヌモシリ（人間の大地と言う意味）と呼ばれ、アイヌは自由に川でサケをとり、山で熊をしとめ、山菜をとり、自然の一部として生きていましたが、明治政府になると僻地に追われ、生活の権利も文化も言葉も奪われました。「日本はアイヌに随分悪いことをしたのですね」と語った親たちは、子どもの被ばくを容認するこの国の人権感覚にアイヌの苦難を重ねたのでしょうか。

私は1985年から11年間、北海道興部町で暮らし、農家から野菜と卵を購入していたことからアイヌの船長と知り合いました。船長は、夜中に小舟で漁に出て、網にかかる稚魚やヒトデを中間の農家の畑に運びます。おかげで肥沃な堆肥から成る野菜が我が家にも届きました。アイヌの教えは、山菜なら根を残し、産卵後のサケを越冬用にする等々。自然の恵みを独り占めせず、また取り過ぎないこと。感謝と責任のサイクルが、過去から未来へ持続可能な世界を実現させます。

しかし、当時すでにオホーツク海ではニシンの数は少なく体長も小ぶりになっていました。海の中では藻などに魚が卵を生みますが、大型底引き漁船が海底を削るので海の砂漠化が進んでいると船長は言います。とりわけ放射能で海を汚す原発については「海は世界中つながり、もともと誰のものでもないんだ」と怒る船長。だから、チェルノブイリ事故は本当に衝撃でした。「脱原発オホーツクの会」が立ち上がり、夫も船長らと小さな力で抵抗していました。子育て中の我が家でも、内部被曝に苦しむベラルーシの子どもたちを世話する「保養里親運動」に勤めました。ある日、船長は私たち家族を浜に立つ先祖の墓標に案内してくれたことがありました。町は、墓標の場所に観光施設を建てるとのこと。「和人はアイヌの聖なる場所も奪っていく」と嘆く船長。海の生き物が減ったこととアイヌが困窮のうちに死んでいったことは船長にとって根は一つと気が付かされた瞬間でした。

現在、トリチウム汚染水の海洋投棄が始まりました。多大な補償金を投じる以前に、長期陸上保管の方法すら公に検討しなかった国。海が汚され、一人一人の尊厳が軽くされていることに船長は何と言うでしょう。「あとから来るもののために」。この国が取り返さねばならない言葉です。

（日本キリスト教団溝ノ口教会牧師）

宗教者核燃裁判の「シンボルマーク」に込めた思い



宗教者核燃裁判

全ての宗教に共通する「祈る」という行為…。この私の「祈りの手」に添えられるもう一つの「手」は、共に祈り連帯する人々やまだ見ぬ未来世代からの期待の祈り。そして祈りを捧げる信仰の対象が、励まし支えてくれる御手…。

【デザイン：立田卓也】

■ 事務局からのお知らせ

■ 2023年4月1日より、会計年度は2023年度に入ります。原告の皆さんには「年度ごと」に会費（3,000円）の納入をお願いいたします。2023年度の会費未納の方はお早めにお納めください。別刷りの会計報告書もご覧ください。

○原告登録費は5,000円（含む年会費）、その後、原告もサポーター（賛同人）も年会費は3,000円です。「金額自由」のカンパはいつでも受け付け中です！ どうぞよろしくをお願いします。

□座記号番号：00920-5-238100

加入者名：宗教者原告団

○郵便局以外からの送金は下記をご参照ください。ネット振り込みも可能です。

店名：099 預金種目：当座預金

□座番号：0238100 名称：宗教者原告団

○現在も、志を同じくする「原告」を募集しています。誰でも、いつでも原告になれます。事務局までお問い合わせください。

■今回、裁判長が交替し、これまでのおさらいも兼ねて原告としての陳述を岩田雅一牧師のあと共同代表を継いだ私内藤が仰せつかり、担当しました。意見陳述は別刷りで今号に同封されています。また原告団ホームページでも他の準備書面とともにご覧いただけます。そちらもぜひご覧ください。（内藤新吾）

宗教者核燃裁判の「公式サイト」はスマホでアクセス可能。右のQRコードからどうぞ！ 常時更新しています。最新情報はここから。





原告団 NEWS 略称：宗教者核燃裁判

2023年12月1日発行

No.8
別刷り

宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判

発行人：中嶋哲演・内藤新吾（宗教者核燃裁判原告団共同代表）

事務局：〒112-0002 東京都文京区小石川3-4-14 見樹院内

宗教者核燃裁判原告団 東京事務所 電話：03-3812-3711（大河内秀人）

宗教者核燃裁判

公式サイト <https://www.kakunensaiban.tokyo> メール shukyokakunen@gmail.com

準備書面 (18)

2023年10月5日、「宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判」の第6回口頭弁論期日が東京地裁で開催され原告団共同代表の内藤新吾さんが法廷で意見陳述を担当。原告団NEWS 第8号の別刷りとしてここに準備書面(18)の全文を再録します。

私は日本福音ルーテル教会の牧師です。ルーテル教会は中世の宗教改革者マルティン・ルターから名が取られドイツが始まりですが、自分たちの派は第二次世界大戦においてナチス政権の暴走を止めることができなかったことの懺悔があります。ドイツの教会は戦後、悔い改めにふさわしい歩みを続けており、自分たちも続けたいと願っています。また、この裁判を起こした諸宗教の方々も、先の大戦の懺悔から、宗教者信仰者はこの世の事柄にも責任を負っており、いのちと平和に関わることには特に責任が重いと感じています。

私たちが裁判を起こした主な理由は以下です。

- ①核燃料サイクル事業の施設は巨大大事故の危険性があり、六ヶ所再処理工場が重大事故を起こせば、原発事故をも超える破局となる恐れがある。
- ②たとえ大事故が起きなくても本稼働すれば原発が一年かけて流す放射性物質をたった一日で流し、海と空への汚染が避けられない。
- ③以上のことは私たちが先祖から受け継いだいのちを健やかなまま未来へ繋いでゆく権利を奪う。
- ④原子力は差別の構造によって成り立っており、都会ではなく過疎地に建てられ、貧しい人々に被曝労働が強いられている。
- ⑤原子力の負の遺産（死の灰）は、受益者ではなく未来の人々に押し付けられており、これ以上増やしてはならない。
- ⑥核燃料サイクル事業は軍事転用の恐れがあり、非核三原則は政策であっていつでも政策変更できると政府も言葉で残しており、宗教者信仰者は平和の観点から、核兵器材料ともなるプルトニウムを取り出す再処理工場の稼働を認めることはできない。

以上が主な理由ですが少しだけ補足すると、①の危険性については、旧西ドイツのシミュレーション

や、ノルウェーがイギリスの再処理工場閉鎖を求めて出した高レベル廃液タンク事故の想定、他にも実際ロシアやフランスで起きた例から明らかです。②の汚染については、イギリスもフランスも工場周辺は放射能汚染されたことが知られますが、イギリスの工場から1000km離れたノルウェーまで半永久的に消えない放射性物質が流れていき海産物も汚染され、ノルウェーのボンデビック首相がイギリスのブレア首相に少なくとも三回直接に談判して閉鎖を求めたことがありました。

私は最初の1998年のことはNHKニュースを録画し知っていましたが、その後のことをノルウェーの知人牧師（日本で宣教師経験のあるノルウェー国教会のビショップで、広島・長崎の原爆投下70年目の式典に来られたとき私はお会いしました）に調べてもらいました。すると上記後2002年と3年にも直接申し入れがされたことがわかりました。工場閉鎖に至らなかったのは国が違うので手立てがなかったからですが、首相が他国首相に直談判するというのはやはりよほどのこと、と私たちは覚えるべきです。他のことについては時間の制約があり略します。

ところで、ドイツが脱原発に舵を切った主な理由には、未来世代にこれ以上、原発の負の遺産を負わせてはならないということが最も大きな理由であったと聞いています。他にも、原発事故は起こり得ることと、起きた場合の被害は甚大であり取り返しのつかないものであること、原発によらない代替エネルギーは得られること、などが挙げられています。それらの提言が宗教者たちを含む倫理委員会より出され、メルケル首相がそれを重んじて決定、そしてドイツは今年4月15日に脱原発を達成させました。

私たちは、日本でも宗教者信仰者たちが、いのちと平和のため声を発していくことの重要性を改めて感じています。特に今、あの大きな原発震災を忘れ

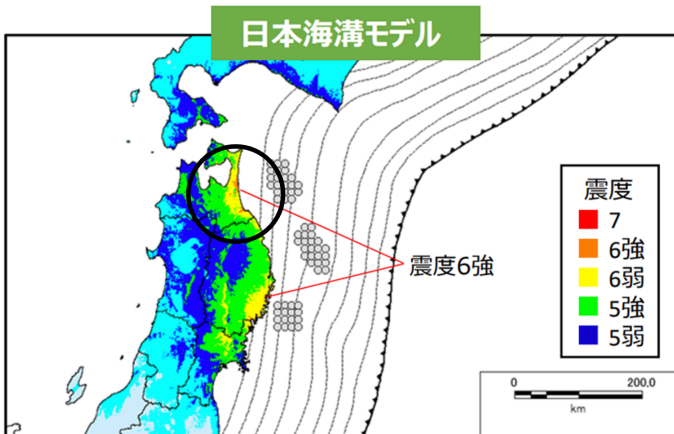
てしまったかのように、政府は国民との語り合いもせず、震災後決定した脱原発の旗印をも降ろし、原発運転期間延長や新增設まで含む原発政策大転換を勝手に進めるとは、あまりにもドイツとの違いと倫理のなさに、宗教者信仰者は先の大戦での過ちを繰り返してはならないと思っています。

ごくごく普通の人々が当たり前を感じる危険性を、人々はその情報が知らされていないだけでのんびりと過ごしているわけですが、先にその情報を得ることのできた私たちは、宗教者信仰者として沈黙でいることはできません。六ヶ所再処理工場はあまりにも危険過ぎます。日本で原子力諸施設が建てられたのは、ちょうど地震活動の平穏期でした。

原発の耐震も、そんなに大きな地震（重力加速度 980 ガルを超える）は来ないだろうとの想定で建てられています。しかし、今や石橋克彦博士も警告されていたように『大地動乱の時代』となっています。

阪神淡路大震災を経験してより全国に地震観測網が整備され、その後の観測で各地に 1000 ガルを超える地震が続出しています（訴状 47/163 頁）。なかには 2000 ガル、4000 ガルを超えたものまであります。想定の方が甘かったことが明らかです。現在、ハウスメーカーでは 3000 ガル、5000 ガルに耐える家も造っています。それに比べ原発の耐震は、申請が更新されたもので 1000 ガル前後です。六ヶ所再処理工場の耐震は建設当時で 375 ガル、特に補強されたわけではない申請更新後でも 700 ガルという低さです。

六ヶ所再処理工場に限っては 700 ガル以上の地震は来ないという客観的な根拠を示していただかないと、私たちは安心して暮らせません。この地は内閣府中央防災会議で震度 6 強の可能性があり（海溝沿いにおける最大クラスの震度分布・日本海溝・千島津波高等の推計、令和 2 年 4 月公表）、内閣府ホームページに載っています。震度 6 強というのは国土



(内閣府 日本海溝・千島海溝沿いにおける最大クラスの震度分布・津波高等を推計)

交通省国土技術政策総合研究所の資料で 830 ~ 1500 ガル程度の地震動と記されています。同地は六ヶ所村で配られている地震ハザードマップにも震度 6 強で塗られ、「はわないと動くことが出来ない。飛ばされることもある」と記されています。住民はガル数と併せて知らされていないだけです。計算で大丈夫でも想定外は起きます。まして、想定で問題値では動かしてはなりません。



私は、初代規制委員長が 2014 年 7 月、全国の原発が 2 年間停止したあとに川内原発が新規規制検査を通ったときの記者会見で、「審査はしました。(が)安全とは申しません」と言われたのを正直な方と思っています。安全とは言えないから避難計画もあるわけです。しかし、そんなものは認められません。裁判理由に挙げた①を特に強く訴えます。

最後に、私は宗教者として、人間には限界があることを付しておきます。インターネットで日本原燃の資料を見ると、重大事故対策～従来の冷却設備が全て故障した場合の対策～として、なんらかの原因で冷却不能となり高レベル廃液貯槽の沸騰が継続した場合、可搬型の中型移送ポンプを使って貯槽に直接注水し蒸発乾固が進行することを防止します、とあります。

大地震が起きた場合、余震の繰り返すなか、そんなことは無理です。できますと言って 26 回も竣工延期している会社でなくても、人間にそこまで期待はできません。また、自然の脅威は、人間の想定をはるかに超え得るのです。以上

宗教者核燃裁判原告団共同代表 内藤新吾